

重 要

平成20年6月18日

会員各位

JU静岡オートオークション
流通委員会

会員規約 一部変更・追加のお知らせ

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成20年7月1日（火）オークション開催分より、会員規約の一部事項につきまして、下記内容にて実施させていただきますのでご案内申し上げます。

会員様の皆様におかれましては変更の内容を充分にご理解の上、当オークションへご参加を賜りたくお願い申し上げます。

今後ともより一層のご愛顧くださいますよう重ねてお願い申し上げます。

敬具

記

規約変更・追加事項

第5章 取引（変更）

第5条 出品車の価格幅

スタート価格と希望価格の価格幅は、スタート価格より50万円以内に定める。

→→ 価格幅は、希望価格が300万円までは50万円、500万円までは100万円、500万を超える場合は200万円以内に定める。

第6章 代金決済（変更）

第1条 落札店の車両代金決済

1. 落札店は、落札車両代金・自動車税相当額及び手数料等を下記に定める期日内に支払わなければならない。小切手での支払いは、JU静岡での入金確認をもって決済とする。

JU静岡組員・協会員…開催日から14日間（翌々週月曜日午後5時まで）以内とする

→→ 開催日から10日間（翌週木曜日午後5時まで）に変更

第8章 クレーム規約（12項・追加）

第8条 クレームにおける細則

12. 出品店の出品申込書記入について

(1) 出品店が出品申込書の記入に於いて、紛らわしい記入・記載の時には、クレーム対象になる場合があります。

例

①走行距離欄の記入の際、桁の区切り線上に合わせて数字を書き込む場合。

②シフト欄の記入の際、「FMT」等の一見誤解を与える表現をした場合。

上記以外の記入でも、第三者から見て「誤解が生じる記入」であると流通委員会が判断した場合には、クレームの対象になる場合があります。

クレーム処理基準：キャンセル（ペナルティー1万円）、及び値引き対象

(2) 出品申込書の代行記入について、記入内容は出品店の責任に於いてセリ前までに充分確認をしなければならない。

13. 上記事項及びその他事項において、JU静岡流通委員会及びクレーム委員会が裁定する場合、裁定に従うものとする。

以上